平成２２年（フ）第２号
福岡県飯塚市佐與1429番地　市営石丸団地住宅317号
債務者　水摩ナオミ（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第４８９号
福岡県久留米市東櫛原町2875番地
債務者　萩尾　壽男
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１７８号
北九州市八幡西区日吉台２丁目12番５―405号
債務者　津田　智子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２８１号
宮崎県都城市久保原町13街区48の13号
債務者　橋口　秀太
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５号
宮崎県都城市庄内町7941番地１　市営神田団地53―１―30
債務者　髙橋　里沙（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１８０号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町25番14号里アパート102号
債務者　中西トヨ子（旧姓安）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１８４号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町４番11号伊集院ビル401号
債務者　小野小矢香
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２号
宮城県大崎市古川北稲葉２丁目８番15号
債務者　藤原　　綾（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４７６１号
大阪市旭区高殿４丁目20番27―211号
債務者　加藤　孝行
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９１９号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目304番地の16
債務者　木曽　信一
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３８３号
大阪府東大阪市森河内東２丁目18番20号　アネックスヒロ607号
債務者　木下　光男
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６７７号
大阪市平野区喜連３丁目７番29号
債務者　尾﨑　理恵
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３５５号
大阪府高槻市清福寺町24番13号
債務者　杉崎安紀子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４２５号
大阪府吹田市中の島町７番28号
債務者　猪ヶ倉より子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０号
大阪府八尾市松山町２丁目２番26号
債務者　地神真紀こと　上之　真紀（旧姓地神）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５１号
大阪府東大阪市新池島町１丁目17―44、住民票上の住所大阪府東大阪市新池島町１丁目17番45号
債務者　中川　益子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２号
大阪市城東区成育３丁目19番７号　ドゥーパス成育201
債務者　黒川　俊夫
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６９号
大阪府寝屋川市秦町７番22号
債務者　佐々木千賀子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部